

## 増えています！中古車の売却トラブル

全国の消費生活センター等に寄せられる中古自動車の売却に関する相談件数が増加傾向にあります。「査定時に強引に契約させられ、車を持っていかれた」「契約後すぐにキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を提示された」など、強引な勧誘やキャンセル時のトラブル等に関する相談が寄せられています。

事例をご紹介します。

- ・ インターネットの一括査定サイトで査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の1社が自宅へ査定に来た。「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で購入する」と言われ、強引に契約させられ、車を持っていかれた。契約書は携帯電話にメールで送付され、紙の書面は受け取っていない。30分後に担当者へ「他社の査定額と比較したいので車を戻してほしい」と伝えしたが、「今から車を返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言われ、返してもらえない。25万円も受け取っていない。解約して車を取り戻したい。(70歳代、女性)

車の売却は、特定商取引法におけるクーリング・オフの対象外です。査定の中で「今日なら高く買い取る」など、事業者から契約を急がされても、一呼吸おいて、まずは冷静によく考えましょう。

いったん契約をすると、原則として契約書の内容に拘束されます。契約を締結する前にしっかりと内容を確認しましょう。特にキャンセル料に関しては、金額とともに、どの時点から発生するのか等についても理解した上で契約することが重要です。

修復歴や事故歴を事前に適切に告げていた場合、契約後の修復歴等を理由とした契約の解除や減額に応じる必要はありません。

困ったときは、お住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください(消費者ホットライン188)。

(参考:国民生活センターウェブサイト)

